令和６年度第７回神石高原町農業委員会総会議事録

開　会	事務局長	ただいまから令和６年度第７回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		（会長挨拶）
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが、本日の欠席者は[redacted]番[redacted]委員、[redacted]番[redacted]委員以上の２名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により在任委員数１４名中出席者は１２名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第３条の規定により会長にお願いします。
議事録署名委員指名	議　長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。[redacted]番[redacted]委員、[redacted]番[redacted]両委員にお願いします。
議案第１号	議　長	それでは議事に入ります。議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
	議　長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3－１９の案件につきまして、[redacted]推進委員さんお願いします。
	[redacted]番	[redacted]地区担当の[redacted]です。受付番号3－１９について報告します。場所は[redacted]から[redacted]の方向に約[redacted]m ほど行ったところにあります。１０月２３日に[redacted]委員と譲り渡し人の[redacted]さん立会いのもと調査をしております。この案件は空き家バンクを利用した家屋の譲り渡しに付帯した農地になります。譲受人の[redacted]さんは近々ご結婚をされるようで、お相手の[redacted]さんが付近で就農して農地を取得しブドウの栽培をされていらっしゃいまして、この近くで住居を探したいということで購入が決まったということです。この農地に関しましては自家菜園に使われるということなんですけども、今現在[redacted]さんが貸借をされて栽培をされております。現況写真はフジバカマが咲いております。宿根草なのでどうなのかなと思って聞いてみたんですが、ご本人さん同士でこちらについては話し合いがついていると聞いています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議　長	ありがとうございました。3－２０、3－２１の案件につきまして、[redacted]推進委員さんお願いします。
	[redacted]番	[redacted]地区担当の[redacted]です。受付番号3－２０について報告します。場所は[redacted]から[redacted]km の場所にあります。申請書は農地の所有権移転の申請です。１０月 23 日に[redacted]農業委員と申請者の[redacted]さん同行のもと現地調査を行いました。申請者である譲渡人は娘さんが遠隔地におられるのでそちらに移住する予定があるということで、譲渡するということです。譲受人のほうは昨年より今回の農地を利用権設

		定により耕作しておりましたが、譲渡人との合意によりまして今回の所有権移転の申請をされました。譲受人は現在も意欲的に営農に取り組まれておりますし、息子さんが２人おられますので一緒に規模拡大をされるそうです。また既存の経営地に近く、隣が[redacted]さんの土地ですので耕作に便利であるということから、譲り受けるということでした。所有権移転されても何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 受付番号３－２１について報告します。場所は[redacted]から[redacted]km の場所にあります。申請書は農地の所有権移転の申請です。１０月23 日に[redacted]農業委員と申請者の代理人の[redacted]の[redacted]さん同行のもと現地調査を行いました。申請者である譲渡人は父から相続した土地で遠方に居住しており耕作が困難であるため譲渡するということです。譲受人のほうは隣接地で畑の耕作をしておりますので、ここを一帯的に利用すれば耕作しやすいということで譲り受けたいということでした。所有権移転されても何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議　長	ありがとうございました。３－２２の案件につきまして、[redacted]推進委員さんお願いします。
	[redacted]番	[redacted]地区の[redacted]です。受付番号３－２２について報告します。場所は[redacted]から[redacted]へ約[redacted]km の場所にあります。１０月 21 日に[redacted]委員と現地調査しました。なお譲受人につきましては遠方地であるため立会いはできず電話にて１０月 18 日と 21 日の２回に分けて聞き取りをいたしました。申請者である譲り渡し人は遠隔地に居住されており耕作できないため譲り渡すことにされたそうです。なお譲受人は空き家バンクに付随している農地を購入し来年春より家庭菜園として利用を考えておられます。所有権移転されても何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議　長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議　長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第２号	議　長	続きまして議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
	議　長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。４－５、４－６の案件につきまして、[redacted]推進委員さんお願いします。
	[redacted]番	[redacted]地区担当の[redacted]です。受付番号４－５について報告します。場所は[redacted]から[redacted]km の場所にあります。申請書は農地の転

		用の申請です。10月23日に[redacted]農業委員と申請者の代理人の[redacted]の[redacted]さん同行のもと現地調査を行いました。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地で、その他２種農地です。申請地は先代が所有していた昭和50年頃に造成し駐車場として利用されている土地です。この上に墓地があるんですが、その墓地にお参りする人達の駐車場として利用されています。この度始末書を添付され転用申請をされたものです。周辺農地への影響も少なく農振地域以外の農地で何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 次に４－６について報告します。こちらも[redacted]から[redacted]kmの場所にあり農地の転用の申請です。10月23日に[redacted]農業委員と申請者の代理人の[redacted]の[redacted]さん同行のもと現地調査を行いました。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地で、その他２種農地です。申請地は先代が所有していた昭和50年頃に宅地に造成されその宅地の一部を石積みにされているんですが、その石積みを施行するために利用されている土地であります。始末書を添付され転用申請をされたものです。周辺農地への影響も少なく農振地域以外の農地で何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議　長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	[redacted]番	航空写真が議案にあるのと違うように見えるんですが。
	事務局長	説明が不足していました。８ページ目の地図で[redacted]から[redacted]が分筆されております。あと１０ページ目のほうで[redacted]に分筆されております。[redacted]番地から[redacted]に分筆されております。
	[redacted]番	まだ分筆された地図ができていないので、そこへ分筆線が三角に入るんですが、航空写真にはまだ入っていない状況です。
	[redacted]番	了解しました。
	議　長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第３号	議　長	続きまして議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
	議　長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。5―8の案件につきまして、[redacted]推進委員さんお願いします。
	[redacted]番	受付番号５－８について報告します。場所は[redacted]から[redacted]kmの場所にあります。申請書は農地の転用と所有権移転の申請です。10月23日に[redacted]農業委員と申請者の代理人の[redacted]の[redacted]さん同行のもと現地調査を行いました。申請のあった農地は農業公共投資の対

		象となっていない生産力の低い小集団の農地で、その他２種農地です。申請地は先代が所有していた昭和 50 年頃に造成し譲渡人の所有地を利用して通路として使用されており、このたび始末書を添付して転用申請されたものです。現在譲受人が利用されていることから、[redacted]番地と交換してもらい引き続き通路として利用したいということです。この通路に関しては[redacted]班の皆さんの了解も取られたということです。周辺への影響も少なく、農振地域以外で何ら問題はないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議　長	ありがとうございました。5―9の案件につきまして、[redacted]推進委員さんお願いします。
	[redacted]番	[redacted]地区担当の[redacted]です。５－９の案件について報告します。場所は[redacted]信号より[redacted]へ[redacted]m ほど入ったところにあります。10 月 27 日に[redacted]農業委員さんと[redacted]さん立会いのもと現地調査をいたしました。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地で、その他２種農地です。譲受人は現在貸家に住まわれておりまして実家の近くに家を建てたいということで、所有者のおじいさんから土地を譲ってもらって新築住宅を建てるということでした。周辺地域や農地への影響もなく農振地域除外済みであり、何ら問題ないものと思われますので、よろしくお願いいたします。
	議　長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議　長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第４号	議　長	続きまして議案第４号「農地法第４・５条の規定による許可条件の履行延期承認申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
	議　長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。１３―１の案件につきまして、[redacted]推進委員さんお願いします。
	[redacted]番	[redacted]地区担当の[redacted]です。場所は[redacted]から[redacted]方向へ約[redacted]km の場所にあります。10 月 21 日に[redacted]委員と[redacted]さん同行のもと調査しました。申請のあった農地は令和５年９月２８日付けで許可書を交付されている田んぼです。４条申請で２筆ある田んぼを１筆にするため、一時転用により１年間の転用許可をしていた農地です。盛土規制法の手続きが遅れていましたが許可の目処がたったということで、この度、農地法第４・５条の規定により許可条件の履行延期申請が提出されました。延長期間は１年で工事完了は許可から１年の令和７年１０月２７日の予定で申請されております。現在の状況は今年の１０月１日現在進捗状況０％で写真のままの状況であります。申請内容等は特に問題ないものと思わ

		れます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議　長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	[redacted]番	写真を見る限り何をどうされるのかがよく見えてこないんですが、狭い方の高さに合わせて広い方の田の盛土をするんでしょうか。
	事務局長	狭い方の上の田んぼの高さまでもっていって広い圃場にされるということです。そこの部分が１ｍの計画なので盛土規制法の手続きが必要ということで、今回申請をされたものです。そこに小さい筆があって２筆に分かれているんですが、同じ圃場面にされるそうです。
	[redacted]番	了解です。
	議　長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第４号「農地法第４・５条の規定による許可条件の履行延期承認申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第５号	議　長	続きまして議案第５号「非農地証明申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
	議　長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。１－３の案件につきまして、[redacted]推進委員さんお願いします。
	[redacted]番	[redacted]地区担当の[redacted]です。受付番号１－３について報告します。こちらの案件なんですが先ほど事務局からも言われましたように１号議案の所有権移転と地続きの案件となっております。ですので、同じく場所は[redacted]から[redacted]へ約[redacted]ｍのところにあります。10月23日に[redacted]委員と申請人の[redacted]さん立会いのもと調査をしております。家屋とともに譲り渡しをしたいということで現況の地目に整えたいというのが背景にあります。先ほどの説明では地籍調査が入っていないということだったんですけども、ご本人さんのお話しでは３年前に地籍調査が入っているんですがまだ事務的な手続きが終わっておらず、地目が変わっていないということでした。ただ譲り渡しにともなってはこちらのほうを整えたいということで今回ご自身のほうで申請されて非農地証明をとりたいということです。現地に行きましたが、実際山林になっております。現況の写真を見ましたら地番が先ほどの説明の通りに変わっているので合わせるのにかなり苦労しまして、どの辺が分からない位だったんですけども、こんもりと山の状態になっております。今現在耕作されている畑のちょうど奥側になるんですが完全に奥ではなくて、向かって右側左側に分かれているような形になります。真ん中あたりに少し植林したようなあとが見えるんですけども、随分昔にお母様の代で植林がされたということで、すでにもとの農地とそうでない地目の境目が分からないような状態になっています。実際に私たちも行きましたが入ることができないくらい山林化しております。ですので、現状では農地に復

		元するのは困難であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議　長	ありがとうございました。１―４の案件につきまして、[redacted]推進委員さんお願いします。
	[redacted]番	[redacted]地区担当の[redacted]です。受付番号１－４について報告します。場所は[redacted]から[redacted]へ[redacted]km の場所にあります。10 月 22 日に[redacted]農業委員さんと現地調査しました。この場所は５０年以上放置されており木や草などが密生しており再生不可能と思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議　長	ありがとうございました。１―５の案件につきまして、[redacted]推進委員さんお願いします。
	[redacted]番	受付番号１－５について報告します。場所は[redacted]から[redacted]に[redacted]km の場所にあります。申請書は非農地の申請です。10 月 23 日に[redacted]農業委員と申請者の代理人の[redacted]の[redacted]さん同行のもと現地調査を行いました。申請のあった農地は平成２７年度の利用状況調査で、すでにＥ判定となっておりまして現況についてもすでに桧が植えられておりました。申請者のお父さんが昭和５５年頃に植林をされて山林化しておりました。農地への復元は困難であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議　長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議　長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第５号「非農地証明申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
報告第１号	議　長	続きまして報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
	議　長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議　長	無いようですので、以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後２時 32 分

		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。 令和６年１１月２７日
		[redacted] [redacted]番 [redacted]委員 [redacted]番 [redacted]委員